

2024年3月



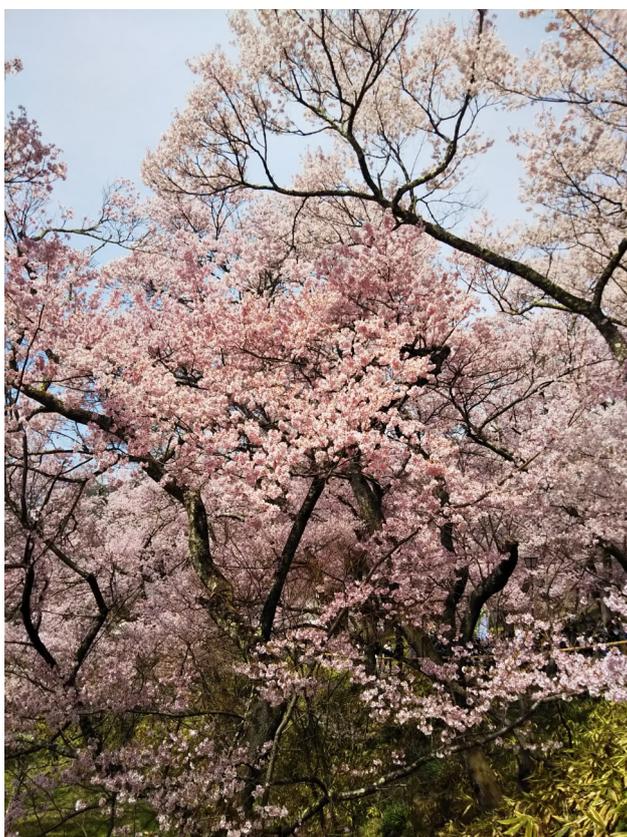
# 葵総合経営センターだより

特集

令和6年度税制改正大綱

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012  
名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816  
E-Mail [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)  
URL <http://www.aoi-cms.com/>



「高遠の桜」

## 目次

2	確定申告	6	2024年4月法改正について
3	パルコの新たな試み	7	性加害
4	令和6年度税制改正大綱	8	ご案内

# 確定申告

センター代表 杉浦 康晴

今年に入り、早2ヶ月が過ぎました。年始から悲しいニュースが続き、落ち着かない日々を過ごされた方も多いことと思います。厳しい冬も徐々にですが暖かくなってまいります。気持ちも少しずつ明るく前向きに過ごしていきたいものです。

さて、今年も我々税理士法人では確定申告業務も佳境に入っております。この確定申告業務も時代とともに年々変化しております。2004年から電子申告が始まりました。それまでは紙での申告だけでしたので申告書は税務署へ持参、または郵送ということで、その作業が済むと確定申告が終了となっていました。今ではほとんどが電子申告ですので、申告自体はだいぶ時間短縮できるようになりました。どの業界でも同じですが、業務の効率化が進むことでより付加価値の高いサービスの提供を追求していくことが大切だと感じております。

また、今では多くの皆様がご存じの「ふるさと納税」につきましては、2008年地方創生を目的とした「寄付金税制」として創設され、15年が経過しておりますが、利用者が急増したのは2011年の東日本大震災の時からです。

これを機に、自分の「ふるさと」だけでなく、支援、応援したい自治体に対して寄付をする傾向が強くなり、さらに増えました。また自治体も資金を基に地域振興や発展のために活用したり、地域の特産品、観光地などを

アピールし、魅力の向上に努めています。

ふるさと納税の「納税」という言葉に関しては、「国民の義務」として負担感があり、少しでも税金は少ない方がいいと思われることもあります。ふるさと納税は、自主的に自分の裁量で、場合によっては使途までも決めることができ、私たちが生まれ育った地域や愛着のある自治体に寄付をすることで、地域振興や地域社会の発展に貢献できる取り組みです。そして日本における寄付文化を活性化させています。

寄付と税金とは異なる性質を持ちますが、両者が社会において重要な役割を果たしていることは確かです。社会に貢献する善意の「寄付」がそのまま納税となる「ふるさと納税」は寄付金税制として定着しております。それと、なんとといってもふるさと納税の魅力は各自治体からの返礼品です。返礼品を目的として利用する人も増えていきます。気を付けていただきたいのは、返礼品は時価相当額が一時所得となります。他の一時所得と合算して年間50万円を超えますと確定申告で申告する必要がありますのでご注意ください。せっかく寄付をしたのに、追徴課税をされると気分的にいいものではありませんので、気を付けていただければと思います。

# パルコの新たな試み

葵経営コンサルタント 中島 和人

株式会社パルコは2月1日に浦和パルコに医療モール「Welpa（ウェルパ）」を開業しました。医療モールは心斎橋パルコ内に次ぐ2件目で、営業面積は800㎡。そこには内科・消化器内科・乳腺外科のほか、人間ドック・がん検診・健康診断を提供する診療所と歯科診療所そして調剤薬局が開設されます。

コンセプトは、「医療モールを『病気になった時に行く場所』だけではなく、『自分をケアするための場所』として提案する」です。メインターゲットは、自分をケアする習慣の希薄な20～40代の「健康無関心層」「健康関心層」であり、その人々の課題を解決するため、徹底的なユーザー視点で、「知る・学ぶ」ことから「体験・通院する」ことまで、医療・物販・サービス・イベントにわたる総合的なサービスを提供します。そのひとつがイベントスペースの設置であり、ここでヘルスケアに関連する試食会・トークショーなどのイベントの開催や、健康課題に関するギャラリー展示などの情報提供や参加型イベントといったサービスを提供します※<sup>1</sup>。

先だって開業した心斎橋パルコ内のWelpaは順調に収益が伸びているようです。そこで疑問が生じます。なぜ自分をケアする習慣の希薄な人々が、Welpaでは定期的な検診や、セルフケアに役立つカウンセリングを受診するのでしょうか。総合的なサービス提供という商品の魅力もあるのでしょうか、同じような商品を提供する医療機関も少なくはありません。なぜWelpaでは未顧客＝買ってくれな

かった人々が、顧客になるのでしょうか？

芹澤蓮氏は“未顧客”の獲得をテーマとした著書※<sup>2</sup>の中で、「文脈が変われば意味が変わり、意味が変わると価値も変わる」と述べています。その一例として入浴を嫌がる子供を入浴させるには、お風呂に入ること自体が遊びとなる体験に変えることだと述べています。子供が面白く思えない体を清潔にする目的の入浴を、楽しい水遊びの場に変えることで、つまり入浴を遊びの場所へと再解釈させることにより入浴への意味づけが変わるといことです。「Welpaでは、あのパルコのパルコらしいサービスを見て、実はセルフケアとはかっこよく、ファッショナブルな行為なのですよ。受診しているあなたは時代の先端を走っていますよ。」と未顧客である健康無関心層に再解釈を促しているのではないのでしょうか。よって受け取る機能は他の医療機関が提供するものと違いはなくとも受け手にとっての意味が変わり価値も変わってくるのです。パルコは自社のブランドイメージ（経営資源）を最大限に活用することにより未顧客が購買意欲を高める新たなサービスを開発していると言えるのかもしれませんが。

成熟した市場の中で、新たな顧客を開拓する必要に迫られている医療機関にとって、本事例の自らの保有する経営資源を活用することで、顧客に再解釈を促し価値を変えるという方法論。ご参考になれば幸いです。

※<sup>1</sup>流通ニュース <https://www.ryutsuu.biz/report/q012942.html>  
※<sup>2</sup>芹澤蓮（2022）“未”顧客理解 なぜ、「買ってくれる人=顧客」しか見ないのか？ 日経BP

# 令和6年度税制改正大綱

葵総合税理士法人 三宅 由里

令和5年12月22日に、「令和6年度税制改正大綱」が閣議決定されました。この内容のうち、所得税に関する「定額減税」と、法人税に関する「賃上げ促進税制」を紹介いたします。

## ① 定額減税

### ●対象者

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方(給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下※)

※子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用有の場合2,015万円以下

### ●減税額

- 1 本人(居住者に限ります。)…30,000円
- 2 同一生計配偶者または扶養親族(いずれも居住者に限ります。)…1人につき30,000円

### ●実施方法 実施予定日 令和6年6月

#### I 給与所得者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等(賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申請書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限ります。)につき源泉徴収されるべき所得税及び復興特別所得税(所得税等)から特別控除の額に相当する金額が控除されます。控除しきれない部分の金額は、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、特別控除額が変動する場合、年末調整で調整します。

#### II 事業所得者等に係る特別控除

令和6年分の所得税の確定申告(令和7年1月以降)時に、特別控除額が控除されます。予定納税対象者は、令和6年7月の第1期分予定納税額から控除されます。

なお、同一生計配偶者または扶養親族に係る特別控除額につきましては、予定納税額の減額申請手続きにより控除でき、第1期分予定納税額から控除しきれない場合、11月の第2期分予定納税額から控除されます。

### Ⅲ 公的年金等の受給者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等(確定給付企業年金法の規定の支給を受ける年金等を除きます。)につき源泉徴収されるべき所得税等の額から特別控除額が控除されます。控除しきれない部分は令和6年中に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

### ② 賃上げ促進税制の変更

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度で、資本金1億円以下の青色申告法人である中小企業につき、賃上げ促進税制の内容が変更になります。

適用要件等	雇用者給与等支給額の対前年比の増加割合 $\geq$ 1.5% <b>【上乗せ措置】</b> 要件① 雇用者給与等支給額の対前年度比の増加割合 $\geq$ 2.5% 要件② 教育訓練費の対前年度比の増加割合 $\geq$ 5%かつ 教育訓練費 $\geq$ 雇用者給与等支給額の0.05% 要件③ プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている場合(※) 又はくるみん認定若しくはえるぼし認定(2段階目以上)を受けている場合(※)					
税額控除率	雇用者給与等支給額の対前年比の増加割合	原則控除率	上乗せ措置①	上乗せ措置②	上乗せ措置③	最大控除率
	1.5%以上	15%	無	+10%	+5%	30%
	2.5%以上		+15%			45%
税額控除限度額	控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times$ 税額控除率(15%~45%)					
控除上限額	当期の法人税額の20%					
繰越控除制度	控除限度超過額を5年間繰越し可能 適用事業年度の税額控除限度額が控除上限額(当期の法人税額の20%)を超える場合に適用可能					

#### (※) 参考URL

くるみん認定 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/jisedai.pdf>

えるぼし認定 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000594317.pdf>

ご不明な点が御座いましたら、各担当者にお問い合わせください。

引用：「定額減税について」(国税庁)

週刊税務通信 No3784号「令和6年度税制改正のポイント①」

# 2024年4月法改正について

葵労務管理事務所 近藤 美千栄

## ○労働条件明示の制度改正

労働基準法施行規則の改正により、2024年4月から労働契約を締結する際、就業場所・業務の変更の範囲や、有期労働契約の更新上限の内容等について労働条件の明示が必要となります。これまでは、労働条件通知書に雇入れ直後の勤務地と業務内容を明示するだけで問題ありませんでしたが、今後は「変更の範囲」について明示することが必要となります。

また、これに合わせて職業安定法施行規則も改正され、労働者を募集する際に明示すべき労働条件も追加されることとなりました。

ルールを整理したうえで、労働条件通知書（または雇用契約書）の記載事項や応募内容を変更する等の準備を進める必要があります。

## ○裁量労働制の省令・告示の改正

2024年4月1日以降、新たに、または継続して裁量労働制を導入するためには、必ず全ての事業場で必要な追加事項の対応を行い、裁量労働制を導入・適用するまで（継続導入する事業場では2024年3月末まで）に労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行う必要があります。

<対応が必要な追加事項>

- ①本人の同意を得る・同意の撤回の手続きを定める（専門型・企画型）
- ②労使委員会に賃金・評価制度を説明する（企画型）
- ③労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う（企画型）
- ④労使委員会は6ヶ月以内ごとに1回開催する（企画型）
- ⑤定期報告の頻度について、初回は6か月以内に1回、その後1年以内ごとに1回になります。（企画型）

## ○建設事業、自動車運転の業務、医師に係る時間外労働の上限規制適用

2024年4月1日以降、適用を猶予されていた建設事業、自動車運転業務、医師について時間外労働の上限規制が適用となります。原則となる上限規制は、一般の事業・業務と同じですが一部適用の除外等があります。

2024年4月1日以降に締結する36協定届については、新たな様式での届出が必要になります。2024年3月31日までが起算日となっている36協定については、その有効期間が満了するまで有効となります。

# 性加害

弁護士 長谷川 留美子

昨年、芸能事務所の代表者の性加害の問題が大きく取り上げられ、今年是有名芸能人の性加害の問題が騒がれています。

性加害は、刑事と民事の両方で問題となります。

まず、刑事ですが、昨年刑法が改正され、処罰の範囲が広くなりました。すなわち、

- 1 次に掲げる一から八の行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成したり、表明したり、全うしたりすることが困難な状態にさせたうえで、又は、そのような状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず罰せられます。
  - 一 暴行や脅迫を用いること、又はそれらを受けたこと。
  - 二 心身の障害を生じさせること、又はそれがあること。
  - 三 アルコールや薬物を摂取させること、又はそれらの影響があること。
  - 四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること、又はその状態にあること。
  - 五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと（例えば不意打ち）。
  - 六 予想外の事態に直面させて恐怖させたり驚愕させること、又はその事態に直面して恐怖したり驚愕していること。
  - 七 虐待に起因する心理的反応（例えば無力感や恐怖心）を生じさせること、又は

それがあること。

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること、又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせたり、行為をする者について人違いをさせたり、又はそれらの誤信や人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、同様に罰せられます。

3 13歳未満の者に対しわいせつな行為をした者は皆、13歳以上16歳未満の者に対しては5歳以上の年長者でわいせつな行為をした者が、同様に罰せられます。

このようにしてみると、冒頭の芸能事務所代表者の行為は、今なら上記1の八や3に該当しそうです。

次に、民事ですが、性加害は、民法上の不法行為（故意又は過失により他人の権利を侵害する行為）に該当し、損害賠償責任が発生します。慰謝料はもちろんのこと、場合によっては（性加害との間に相当因果関係がある場合）、性加害によってり患した病気（うつ病その他）の治療費、休業損害、後遺症が残ったときの逸失利益などを賠償しなければならないこともあります。

他人間はもちろんのこと、たとえ夫婦であっても、相手の性的自由を害する行為を行ってはならないことにご留意ください。

## 3月の税務・労務



- 11日◇源泉所得税の納付  
住民税特別徴収額の納付
- 15日◇令和5年分所得税の確定申告、  
確定損失申告書の提出及び納付
  - ◇令和5年分所得税の  
総収入金額報告書の提出
  - ◇所得税の青色申告の承認申請
  - ◇確定所得税額の延納の届出
  - ◇贈与税の確定申告及び納付
  - ◇個人住民税の申告
  - ◇個人事業税の申告
  - ◇個人の事業所税の申告及び納付

## 4月の税務・労務

- 1日◇個人事業者の消費税・地方  
消費税の確定申告及び納付
  - ◇令和6年1月決算法人の確定  
申告、7月決算法人の中間申告、  
4月・7月・10月決算法人の  
消費税中間申告（400万円超）
  - ◇令和6年1月決算法人の  
事業所税申告及び納付
  - ◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の  
縦覧期間の開始（公示による）
- 10日◇源泉所得税の納付  
住民税特別徴収額の納付
- 15日◇給与支払報告に係る給与所得者  
異動届出書の提出
- 30日◇令和6年2月決算法人の確定  
申告、8月決算法人の中間申告、  
5月・8月・11月決算法人の  
消費税中間申告（400万円超）
  - ◇公共法人等の住民税均等割の  
申告及び納付
  - ◇固定資産税及び都市計画税  
第1期分の納付
  - ◇令和6年2月決算法人の  
事業所税申告及び納付



## ご案内

## ●康友会からのお知らせ

## 【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和6年 3月 21日(木)  
令和6年 4月 23日(火)  
令和6年 5月 23日(木)  
弁護士 長谷川 留美子

## ●センターからのお知らせ

## 【無料よろず相談日(予約制)】

令和6年 3月 21日(木)

## ◎休日のお知らせ

R6年 3 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



## 葵総合経営センター・康友会ニュース

## 『広報委員会』

長谷川直明 秋山達也 横尾泰幸  
山田真義 近藤美千栄 河村敦子

年始より衝撃的なニュース続きで、慌ただしい年明けでした。ようやく春を少しずつ感じられるようになり、気持ちも明るくなって参りました。3月は旧暦で弥生。草木が生い茂る月です。梅や桃など草花を楽しむ季節となりました。桃の節句の桃は、病気や災いを寄せ付けず邪気を払ってくれるものとされ、縁起の良い木だそうです。

今年は桃や菜の花を飾り、春を楽しみたいと思っております。  
河村敦子